

立山町旧新瀬戸小学校利活用事業提案公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

立山町では、廃校となっている新瀬戸小学校（学校敷地を含む。）について、地域の活性化と振興発展に資する利活用に向け、提案者自らが実施する事業提案を広く公募する。

2. 応募資格

立山町旧新瀬戸小学校利活用事業（以下「本事業」という。）の提案に応募できるもの（以下「応募者」という。）は、個人、団体又は企業を問わないが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- （２）本プロポーザル参加時において、本町の指名停止期間中でないこと。
- （３）本プロポーザル参加時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- （５）公租公課を滞納していないこと。

3. 共同事業体としての参加

本事業は、複数の事業者で構成する「共同事業体」として参加することができる。その際は次のことに留意すること。

- （１）共同事業体の代表者及び構成員は、「2. 応募資格」の全ての要件を満たしていること。
- （２）（１）を踏まえ、共同事業体委任状（様式 8）によりその代表者を定めること。代表者は共同事業体の意思を取りまとめた上応募すること。
- （３）共同事業体の代表者は、本事業提案に参加するために必要な書類を提出すること。
- （４）本事業提案の契約は、共同事業者の代表者を契約相手とする。

4. 貸付対象施設

新瀬戸小学校校舎及び土地を貸付対象施設とし、一括貸付を原則とする。

ア 休廃校年月

平成 28 年 3 月休校、平成 31 年 3 月廃校

イ 住所

立山町中林 241 番地（都市計画区域内 非線引き区域 用途指定なし）

ウ 校舎概要

鉄筋コンクリート造 3 階建（塔屋階あり） 延べ床面積 2,202 ㎡

昭和 62 年 2 月竣工

エ 土地概要

学校敷地（体育館敷地を除く）2,875 m²

敷地西側のプール跡地 2,030 m²

計 4,905 m²

オ 貸付料

① 建物

無償による貸付とする。

※ただし、提案内容が「10. 事業提案にあたっての条件等」内の「(1) 事業提案に求める事項」について、町が特に必要と認めた場合に限る。

② 土地

有償による貸付を原則とし、活用方法等に応じ、町において土地の貸付料等を決定する。

※参考貸付料（上限） 年額 483,180 円

※貸付料は、立山町行政財産の使用料に関する条例に基づき算出する。

※提案内容により、減免措置（貸付料の割引）を行う場合がある。

カ 貸付期間

提案した事業は5年以上実施することを原則とし、事業提案時にその期間を応募者が設定すること。期間終了後の更新を可能とし、その期間は更新時に協議するものとする。

キ その他

① 体育館及びグラウンドは貸付対象外であるが、立山町体育施設条例に基づき、町教育委員会の使用許可を得たうえで使用することができる。

※参考：令和6年度下半期～令和7年度上半期使用状況（定期利用）

○体育館

・団体A：毎週日曜日	9:00～17:00
・団体B：毎週月曜日	17:00～21:00
・団体C：毎週水曜日	18:00～21:00
・団体D：毎週金曜日	18:00～21:00
・団体E：毎週火・木曜日	18:00～21:00
毎週土曜日	13:00～17:00

○グラウンド

・団体E：毎週火・木曜日	18:00～21:00
毎週土・日曜日	13:00～17:00

② ランチルームの使用について事業提案に含めても構わない。

※ランチルーム内の調理器具等の備品も使用可とする。

5. 利活用者の費用負担

(1) 本事業の実施にあたって必要な貸付対象施設の改修に係る費用は、原則としてすべて本事業のプロポーザル審査を経て選定・契約した利活用者（以下「利活用者」とい

う。)の負担とする。

- (2) 貸付対象施設の維持管理に伴う光熱水費や燃料費、設備点検費用等は、利活用者負担とする。

※参考：令和6年度光熱水費（ガス※は令和3年度）

○電気料金：28,450円／月（平均）

○上下水道料金：10,850円／月（平均）

○ガス料金：5,450円／月（平均）

※ランチルーム利用時に必要（プロパンガス）

- (3) 貸付対象施設が位置する地区より町内会費等を求められた場合は、利活用者負担とする。

- (4) 貸付期間中における破損等に係る修繕費用は、利活用者負担とする。

- (5) 貸付期間中における貸付対象施設の追加改修、構築物及び機械設備の新設等を行う場合は、事前に町の承認を受け、その費用は利活用者負担とする。

- (6) 敷地に存在する施設、工作物及び樹木等を撤去する場合は、事前に町の承認を受け、その費用は利活用者負担とする。

- (7) 貸付期間を満了した時及び貸付対象施設の使用を中止する場合は、速やかに原状に回復して町に返還すること。ただし、町長が認めた場合、その限りではない。

6. 適正な維持管理

利活用者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めるものとする。

7. 法令等の遵守

事業提案の内容によっては、建築基準法及び消防法等の関係法令や条例、町の指導を遵守すること。なお、法的手続きに要する費用等は利活用者負担とする。

8. 権利義務の譲渡等の禁止

校舎及び土地の使用に係る権利又は義務について、町の承認を得ないで第三者への譲渡、継承及び貸与は禁止する。

9. 実地調査

利活用者の義務履行状況を確認するため、使用状況の実地調査や事業報告を求めることがある。

10. 事業提案にあたっての条件等

廃校の校舎等が、地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であることとする。

- (1) 事業提案に求める事項

ア 地域活性化に資するものと認められる事業として、次のいずれかに該当すること。

- ① 周辺地域及び本町の産業振興に資する事業
- ② 周辺地域及び本町の福祉の向上に資する事業
- ③ 周辺地域及び本町の雇用促進に資する事業
- ④ 本町の移住定住・関係人口の創出に資する事業
- ⑤ その他住民サービスの向上に資する事業

イ 地域との協調・連携が可能であり、地域住民に親しみを持ってもらえること。

ウ 事業の継続性が高いこと。

(2) 地域の要望に関する事項

ア 地域住民が、交流、健康増進等を行うためのイベント等を体育館及びグラウンドで実施する場合は、施設内の駐車場等について協力すること。

イ 地域住民から貸付対象施設の使用等に関する提案・相談等を受けた際には、利活用者側にて対応し、町に報告すること。

(3) その他

貸付対象施設に隣接する体育館及びグラウンドは、立山町地域防災計画の避難所として指定されていることから、有事の際は、貸付対象施設も避難者の受入れに可能な限り協力すること。

11. 事業提案として認められないもの

次のいずれかに該当する事業提案は認められないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 犯罪行為又は暴力団に加担することとなる恐れのある事業
- (3) 暴力団が関与し、又は暴力団に便宜を供与する恐れのある事業
- (4) 周辺環境を著しく害すると認められる事業
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動の用に供する事業
- (6) その他廃校となっている学校の利活用として適当でないと認められる事業

12. 現地見学

参加意思の表明及び事業提案書類の提出に先立ち、事前に貸付対象施設の現地見学をすることができる。

(1) 見学期間

本要領公表の日から令和7年7月18日（金）まで

(2) 申し込み方法

立山町旧新瀬戸小学校利活用事業提案審査委員会事務局（以下「審査委員会事務局」という。）に直接申し出ること。なお、日程は審査委員会事務局との協議・調整により決定するものとする。

13. 質問書の提出

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合、質問書（様式自由）を E-mail にて提出すること。

（２）提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時 00 分まで

（３）提出場所

審査委員会事務局

（４）回答期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）までに E-mail にて回答する。

14. 参加意思の表明

（１）参加希望表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合、参加希望表明書（様式 1）を E-mail にて提出すること。

（２）提出期限

令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時 00 分まで

（３）提出場所

審査委員会事務局（提出後に電話にて到達を確認すること。）

15. 事業提案書類の提出

（１）提出書類

① 参加表明書（様式 2）、共同事業体委任状（様式 8）

② 応募者の概要（様式 3）

[添付書類]

- ・ 定款、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
- ・ 都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証する書面で、発行後 3 か月以内の原本）
- ・ 法人の場合、登記事項証明書、前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む）
- ・ 個人の場合、身分証明書、前年度の確定申告書（附属明細書等を含む）の写し
- ・ 代表者及び役員等名簿
- ※ 応募者から暴力団等を排除するため、必要に応じ応募情報を警察署等へ照会する場合がある。
- ・ 団体等紹介パンフレット等
- ・ その他必要と認める場合、上記以外の書類等の提出を求める場合がある。

③ 事業提案書（様式 4）

- ・ A 3 版 2 枚以内又は A 4 版 4 枚以内とする。（任意様式可）
- ・ 「②施設の利用計画に関する提案」において、施設の活用方法及び改修計画の概要（概算工事費、工程等）についても記載すること。

④ 事業提案に求める事項に関する提案書（様式 5）

- ・ A 3 版 2 枚以内又は A 4 版 4 枚以内とする。(任意様式可)
- ⑤ 事業提案の行程計画(様式 6)
 - ・ A 4 版 1 枚以内とする。(任意様式可)
- ⑥ 収支計画書(様式 7)
- (2) 提出期限

令和 7 年 8 月 15 日(金) 17 時 00 分まで
- (3) 提出場所

審査委員会事務局まで、直接お持ちいただくか郵送にて提出すること。
- (4) 提出部数

正本 1 部、写し 9 部 計 10 部

※写しは様式 3 の添付書類を不要とする。

16. 審査委員会

応募者からの提出書類を審査・協議し、最も適切な 1 者を利活用候補者として選定するため、立山町旧新瀬戸小学校利活用事業提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

(1) 応募資格の審査

審査委員会事務局において、本要領に基づき、応募資格への適合の可否についての書類審査を行う。

(2) 審査委員会の日程

令和 7 年 8 月下旬～9 月上旬(予定)

(3) 事業提案のプレゼンテーション及びヒアリング

応募資格の審査を通過した応募者の事業提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(4) 事業提案の評価基準

審査委員会における評価基準は、別紙のとおりとする。

(5) 審査結果の通知

審査委員会終了後、参加者全員に別途通知する。なお、審査内容については非公開とし、審査結果等に関する質疑には応じないものとする。

(6) 審査委員会事務局の設置

本プロポーザルの期間中、以下を審査委員会事務局とする。

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440

立山町企画政策課まちづくり係

TEL 076-462-9980(直通)

FAX 076-463-1254

E-mail rikatsuyou@town.tateyama.lg.jp

17. 参加者の失格

次の各号に該当する者は、失格とする場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本要領に指定する作成様式及び提案条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の応募を行い、参加資格を得た場合
- (6) 参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 複数の事業提案書類を提出した場合
- (8) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合
- (9) 上記のほか、著しく信義に反する行為があった場合

18. 契約の締結

(1) 契約

ア 町は、利活用候補者と貸付対象施設の貸付に必要な協議・調整をした上で、町有財産の貸付契約を締結するものとする。

イ 町は、利活用候補者との交渉が整わない場合又は利活用候補者の資格を取消した場合は、審査委員会で順位付けした応募者の順に交渉を行うことができる。

ウ 貸付料は、提案内容を踏まえて町が決定する。

(2) 契約の解除

利活用候補者が契約内容に違反したとき、又は応募資格を満たさなくなったときは、当該契約を解除する。

19. 地元説明会

町と契約を締結した利活用者は、事業提案の内容について、地域住民等への説明会を開催するものとする。開催日時及び場所等については、町と協議を行うものとする。

20. その他

(1) 提出書類の様式は、立山町ホームページ (<https://www.town.tateyama.toyama.jp>) からダウンロードすること。

(2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、応募者の負担とする。

(3) 事業提案の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。

(4) 事業提案書類提出後における差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出された事業提案書類は、原則として返却しない。

(6) 事業提案書類に関する著作権は、当該事業提案書類を作成した者に帰属する。ただし、利活用候補者に選定された者が作成した事業提案書類については、町が必要と認める場合には、利活用候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、事業提案書類を公開することがある。

(別紙)

立山町旧新瀬戸小学校利活用事業提案評価基準

評価項目	評価にあたっての視点
事業提案のコンセプトについて	・事業提案の実現性・将来性 ・事業提案の独自性 ・事業運営の体制・進め方 ・事業への取組み意欲
施設の利用計画について	・施設利用の有効性 ・施設の改修・整備計画 ・全体の動線計画 ・施設の維持管理 ・修繕計画等継続利用への配慮
地域活性化や地域との協調・連携について	・地域活性化への方策の実現性 ・地域への波及効果 ・地域との協調関係の構築 ・地域行事・地域活動等との連携方策
事業提案の継続性について	・事業運営の継続性 ・事業の採算性 ・応募者の安定性・経験・支援体制
事業提案の行程計画について	・事業スケジュールの妥当性 ・初期投資に係る調査・設計改修等の行程 ・地域活性化等の事業効果・継続性 ・利用開始後の行程

※全ての事業提案について審査するものとする。

※上記評価基準に基づく審査において、委員会内で採択基準を設けるものとし、選定する事業提案はこの採択基準を満たすことを必須要件とする。